

令和5年3月2日

渡辺(ひ)委員

それでは、私のほうからまず、本委員会で報告されていますけれども、第5期神奈川県観光振興計画案、さらにその中で、観光データの活用というのが新しい基本施策として定められております。また、本委員会に当初予算として観光振興計画推進事業費として1,400余万円が計上されております。その関係も含めて、スマートフォンによる位置情報等を活用した観光データの集積、先行会派でも一部質問がありましたけれども、私のほうからも、まず最初にこれを確認させていただきたいと思えます。

この計画案の中で、観光データの活用をどのような考え方でやっていくのか、まず確認させていただきたいと思えます。

観光戦略担当課長

これまで観光施策を考えるに当たっては、国や県の観光統計を基に現状分析や課題の洗い出しを行った上で、県の有する経験やノウハウ、事業者の意見や有識者の知見を活用してきました。今後は、第5期神奈川県観光振興計画の基本施策にごぞいます観光データの活用を位置づけ、国や県が公表するデータに加え、スマートフォンの位置情報を活用した動態分析データなど、より客観的なデータを根拠に施策を展開してまいります。また、県内の各地域に対しましては、観光データに基づいて観光施策が実施できるように、県が行った観光データの分析結果を提供するなどの支援を行ってまいります。

渡辺(ひ)委員

今、お聞きした考え方にもちょっと含まれると思えますけれども、この観光データの活用、具体的にどのような施策なのか、もう一段確認させてください。

観光戦略担当課長

まず、県全体及び今回計画で新たにお示しをいたしました7つのエリアに関する観光データの収集、分析を行うことにより、観光データから分かる神奈川県の実況を継続的に提示いたします。加えて、地域が主体的に行う観光振興の取組に対して、地域の求めに応じたデータの提供を行ってまいります。

また、国内外の観光客の誘致と地域経済の活性化を目的として、県が作成いたしました1,000通りのモデルコースについて、モデルコースを構成する観光資源への観光客の流れなどを検証し、動態分析ツールを活用してまいります。

渡辺(ひ)委員

具体的な施策については理解したところでありますけれども、では逆に言えば、これまでやってきたこの観光データの収集というのは、どのようなものだったのでしょうか。

観光戦略担当課長

これまで県が自ら調査して収集してまいりました観光データといたしましては、まず、入込観光客調査に基づく観光客の延数、そして、観光客消費動向等調査に基づく観光客の来訪の目的、再来訪の意向、消費額などを調査いたしております。

次に、外国人観光客実態調査に基づく外国人観光客の居住地、また滞在先、消費額など調査をして、観光データとして蓄えております。

また、国が実施する調査により収集してきた観光データといたしましては、宿泊旅行統計調査に基づく宿泊旅行の全国規模の実態など、そして、旅行・観光消費動向調査に基づく日本国内居住者の旅行・観光における消費実態などのデータです。

最後に、訪日外国人消費動向調査に基づく訪日外国人客の消費実態などがございます。

渡辺(ひ)委員

今までやってきた取組について御説明いただきましたが、その中で今回、予算として一部新規事業という表現の中で、観光振興計画推進事業費として計上がなされておりますけれども、一部新規ということは、今までやってきたことにプラス何らかの取組があるんだと思いますけれども、この観光データの活用は、もうちょっとと言うと具体的にどう変わっていくんでしょうか。

観光戦略担当課長

まず、令和4年でございますけれども、今まで御説明いたしましたとおりスマートフォンの位置情報データを活用した動態分析ツールにより、国内観光客の人流を把握してきました。これに加えて、令和5年度からは、県内を訪れる外国人観光客の属性を把握するため、外国人観光客の動態データを取得する予算を新たに計上いたしました。

渡辺(ひ)委員

この委員会での質疑に少しかぶった質問に一部なるかと思っておりますけれども、具体的にどのようにデータを収集するのか、再度確認させていただきたいと思っております。さらに分析も併せて。

観光戦略担当課長

今までの確認も含めて国内観光客についても御説明いたします。まず、国内観光客につきましては、スマートフォンの位置情報を活用した動態分析ツールを利用することにより、県内の観光資源について、そこを訪れた観光客の居住地、性別、年代などの属性をほぼリアルタイムで収集し、行動等について分析をいたします。また、動態分析ツールを活用することで、県が設定いたします観光資源のうち、最大6地点間において、2地点以上を訪れた観光客の状況が分かることから、必要に応じて観光資源同士の相関関係の分析を行うことができます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年のデータを収集し、コロナ禍におけるデータと比較することで、新型コロナウイルス感染症の影響の分析を行います。

次に、外国人旅行客についてですが、神奈川県を訪れる外国人観光客の国籍別、そしてその月別データが、市町村別に2023年1月から12月まで取得できる予定でございます。

これにより、神奈川県を訪れる外国人観光客の状況を初めて網羅的に把握することが可能になるという予定でございます。

渡辺(ひ)委員

今、いろいろ説明受けたので、全部を私は理解し切れないところがありましたけれども、最後に、国内外の観光客についてのスマートフォンの位置データをしっかり押さえるという話だったと思うんですけども、これ、位置データといってもいろんな形の活用の方法が実はあると思うんですよね。この活用についてはどのように考えてらっしゃるのか、もう一段御説明願います。

観光戦略担当課長

動態分析ツールを活用することで、国内観光客の属性がリアルタイムで把握することができるので、まず例えば、県内の観光スポットが、どの時期にどのような層に人気があるのか、そして県内の観光地は、どの地域から来訪する観光客に人気があるのか、観光イベントを実施する際、観光客がどれくらい増えるのかなどといった分析が可能となります。そうした分析結果を活用し、例えば季節ごとに、観光客の属性や地域性などに応じて、より戦略的にプロモーションを実施することができるようになると考えております。

また、令和5年は県内を訪れた外国人観光客の分析が網羅的に把握できるようになることから、インバウンド施策に活用できると考えております。例えば、どの国籍の方でこういった観光コンテンツが人気があるのかが分かりますので、外国語観光情報サイト、Tokyo Day Trip-Kanagawa Travel Info-において、お勧めページを言語別に設定する際に、そうした外国人の国別の嗜好を表した特集を組んだりとか、そういった形で参考にすることができるなどと考えております。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では、新たな取組ということ、非常に重要な取組だと私も思います。今の御説明を聞いていると、かなりいろんなタイミングで、人の流れ、人流についてはデータがしっかり把握されて、観光施策に生かされるのかなという気がします。

しかしながら、このデータの活用が、今言った御説明を聞いていると、何となく人流はそれでいいけれども、それ以外のことに活用できないのかなという、やっぱり課題というか、そういうものもあるような気がするんですが、当局が捉えていらっしゃる観光での活用については、今後の課題、把握している部分があれば教えてください。

観光戦略担当課長

令和4年度には国内観光客の動態が把握できる分析ツールを導入し、令和5年には外国観光客の属性が分かる動態データを把握する予定です。第5期神奈川県観光振興計画のKGIである観光消費総額を正確に把握するためには、県内を訪れる観光客の消費単価を可能な限り正確に把握する必要があります。現在の動態分析ツールでは、観光客の消費額は把握できず、従来のアンケート調査に頼らざるを得ません。したがって、クレジットカードの決済データなどのビッグデータを展開している事業者も増えていると聞いておりますので、このようなデータをどのように取得できるか、今後の研究課題だと考えております。

渡辺(ひ)委員

今の答弁は私自身は分かったんですが、もう一回ちょっと補足で、今までデータ収集した中で、消費額もデータ収集していたと思うんですね。そのデータ収集のやり方と、今課長が御答弁された消費単価等を今後把握していく、金額ですね、こういう課題があるという話、この関係性、今までの消費額の把握だけでは駄目なのかという、その辺もうちょっと補足を願います。

観光戦略担当課長

先ほど、県ではどのような観光データを収集してきたのかという御質問のときに御紹介いたしました、外国人観光客実態調査というものをおよそ四半期に1回ずつ行ってございます。そこで外国の方々に、どういう目的で来られたか等々の質問の中で、どれぐらいお金を使いましたかということで、消費した額のヒアリングをし、そうしたものを推計しながら、この消費額及び単価みたいなところを算出しておったわけですが、クレジットカードとか、そういったところのデータを使うことによって、もう少し具体的に精度が高い消費額の把握ができるのではないかというようなことを考えて、今後の研究課題として考えておるところです。今後これができたときには、アンケート調査、そしてこういうビッグデータを活用したもの、こういったものを合わせながら精度を高めていきたいなというふうに考えております。

渡辺(ひ)委員

タイムリーに様々な情報が取れるという新しい取組だと思いで、そこは理解しますが、昨日の委員会でも同じような御答弁があったと思うんですが、やっぱり消費額が把握できないというのは、本当の意味での観光戦略もしくは計画をつくる上で、そういう意味ではいろんな情報の大事な部分が欠落しているというか、課題じゃないかなと思って、これ、課長が答弁しているよりも、逆に言うと重たい課題だなと思うんですよね。御答弁の中で、例えばクレジット会社なんかは、そういうビッグデータを売ってくれるという環境整備になった中で、今後の研究課題だという御答弁がありましたけれども、これは予算的な問題でそうなったのか、もうちょっと踏み込んで答弁願います。私は、すごく必要な話で、この部分が補完されないと、本当の意味でもいい戦略また計画にならないと思うんです。それはどうですか。

観光戦略担当課長

今後の研究課題という表現を取りましたけれども、観光課としては、最終的な目標は、観光消費額総額を拡大していくというところの消費額のところに焦点を当てていく、まずこれをできるだけ正確に把握するためには、そうしたデータが必要であるという認識の下、今後ともこうしたシステムを取り入れられるように働きかけていながら、精度を高めていきたいというふうに思っております。

渡辺(ひ)委員

これ以上言いませんけれども、やっぱりその部分が欠落をしていると、戦略上大きな問題が私にはあると思います。ただ、このスマホのデータを使う云々というのも新年度に新たに始まるので、一足飛びにそこまでとは言いませんけれども、早急の時点でそういう活用についても検討して、実行していただきたい

など要望させていただきたいと思います。

次に、これも観光計画絡みでありますけれども、今、答弁もありました消費額を増やすためには、いろんな取組をやっていかないとけないという中で、今回も案が示されておりますけれども、県の計画の推進体制について確認をさせていただきたいと思います。

私も、実はこの審議会に入っている関係で、事前にこの観光振興計画案を見させていただいて、審議をさせていただいた。ただ、現在も改定案が提示をされておりますが、その案のテーマの中で、77 ページに県の計画の推進体制ってあるんですね。この計画の推進体制の中に、最後の結びのところに、神奈川県観光魅力創造協議会の提言を受けながら、県の観光戦略本部が指令塔になって、各市町村だとか様々なところと連携をして施策を実施するという書きぶりがあるんですよ。これはこの神奈川県の観光魅力創造協議会というのが、位置づけとしては私は非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに思っているんですね。なので、その辺も含めて質問をさせていただきたいと思います。

ただ、本題に入る前に、実は先月の9日ですか、2月9日に観光庁が分科会の開催をして、観光立国推進基本計画の素案を提示したと承知しているんですね。その素案が提示されて、我々には神奈川県の計画案が提示されているわけですが、この素案が出たことによって、神奈川県のこの振興計画案は、何か影響だとか修正だとか、その辺が起こってくるんでしょうか。まずここを確認させてもらいたい。

観光戦略担当課長

観光庁が、交通政策審議会観光分科会で提示いたしました、観光立国推進基本計画の素案におきまして、今後の観光政策の方向性について示されております。2025年に向けて、持続可能な観光地域づくりの戦略、インバウンド回復戦略、そして国内交流拡大戦略の3つの戦略を総合的かつ強力に推進していくとされております。

これらは、いずれも第5期神奈川県観光振興計画案と方向性が合致しているものと認識しております。また、目標数値につきまして、2019年から2025年までの目標数値の伸び率を比較いたしますと、本計画案の伸び率が上回っていることから、観光推進計画の素案のままであれば本計画案の内容には影響はないと考えております。

渡辺(ひ)委員

了解しました。しっかりこの素案については、これを受け止めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。その上で、この計画において市町村や観光関係団体と連携して計画を推進していくということは非常に重要になってくるんですけれども、どのような考え方でこの計画を推進していくのか、まず考え方を確認させてください。

観光戦略担当課長

本計画が目指す、観光により地域が輝く神奈川を実現するためには、県内の観光に携わる県、市町村、観光事業者、観光関連団体等がそれぞれの役目を果たす必要がございます。そこで県は、地域と地域をつなぐこと、成果が上がった施策を別の地域に横展開すること、地域の観光振興に資する取組を後押しす

ることなど、広域自治体だからできる役割を、県が行う施策を通じて果たしていくという考え方に基つきまして、県が収集した観光データの提供を通じ、観光振興を行う様々な地域の主体と連携して、計画を推進してまいります。

渡辺(ひ)委員

ちょっと今、横展開という御答弁があつて、もうちょっと聞きたいと思えます。その上で、具体的にはどんな体制で推進をしていくのか確認させてください。

観光戦略担当課長

県庁においては、知事を本部長とする観光戦略本部を指令塔として、神奈川県観光審議会からの答申や、神奈川県観光魅力創造協議会からの助言などを得ながら、観光課及び県の各所管課が観光振興に資する施策を行っています。

さらに、施策を実施するに当たっては、市町村、観光協会などと連携した共同プロモーションや、交通事業者と連携して県内の周遊を促すプロモーションなど、県内市町村や神奈川県観光協会をはじめとした県内の多様な観光関連事業者などと連携してまいります。

渡辺(ひ)委員

今のは体制なので、全体的にはそういう流れだと思いますけれども、その上で先ほど私が冒頭で話をさせていただきましたけれども、推進体制の中で位置づけられている神奈川県の観光魅力創造協議会、事業費として1,400余万円が計上されているんですね。こういう協議会の運営費として1,000万円を超えるというのは、かなり高額なんじゃないかと私自身はちょっと思うんですけども、具体的にこの協議会というのはどのような事業を行っているのか、教えていただきたいと思えます。

観光戦略担当課長

神奈川県観光魅力創造協議会運営事業費は、国内外の観光客の誘致を促進し、地域経済のさらなる活性化を図るため、神奈川県観光魅力創造協議会の運営や、事業執行及び事業支援を行い、観光コンテンツの発掘、磨き上げや、魅力的な周遊コースなどの開発を行う目的で計上しているものです。

具体的には、商品造成の促進や観光コンテンツに対する意見をもらうために、旅行会社等を対象といたしましたモニターツアーなどを開催しております。また、旅行商品を扱う旅行会社と県内の観光事業者などとのマッチングの場を設定いたしまして、県内観光コンテンツの旅行商品への組込みなどに向けた働きかけを行う商談会を実施いたします。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁を聞くと、かなり幅広い取組をしっかりとやっていただけるのかなというふうに期待をするわけですがけれども、そういう意味では冒頭、この計画案の推進体制、さっき私が読んだところですがけれども、この協議会の助言を受けながらということにふさわしい事業をやっているのかなという感じがします。その上で確認ですが、神奈川県観光魅力創造協議会、具体的にはどんな団体、会社等で構成されているんでしょうか。

観光戦略担当課長

まず、こちらの協議会でございますが、ラグビーワールドカップ2019及び東

京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内外の特に外国人観光客の県内誘致を推進するため、県内の多彩な観光資源の発掘、磨き上げや魅力的な周遊ルートの開発を目的に、平成 28 年、2016 年に設置された組織でございます。

現在、団体としては 56 団体から構成されておりますが、そちらのほうの団体につきましては、県内各地の観光協会、宿泊事業者の団体、鉄道会社、高速道路の会社、経済団体、金融関連、そして大学関係、メディア、そして観光ガイド団体など、多彩な関係団体から構成されている組織でございます。

渡辺(ひ)委員

私も観光審議会に行って様々な審議をしているので何となく分かるんですが、観光審議会でもいろんな方々がいろんな意見を言って、それを取りまとめて、それは座長が非常に苦労されてやっているんですね。そうすると今の団体、非常に大事な団体なんだけれども、当然 56 団体で、それも名立たる企業だとか団体が全部入っていらっしゃる。こういう構成だと、本当に意見集約ができるのか、その辺どうでしょうか。何か工夫が必要だと思うんですけども、その辺はどのように取り組んでいますか。

観光戦略担当課長

例えば令和 4 年度には、神奈川県観光振興条例の見直しや、そして神奈川県観光振興計画の改定に向けて、意見を取りまとめるため、当協議会に有識者及び地域の観光団体により構成された専門分科会を設置して検討をいたしました。また、構成団体の実務担当者間で情報やノウハウ等の共有や、相互のネットワークを構築する場の設定が課題となっておりましたので、令和 3 年度に、ネットワーク会議という会議体を設けまして、協議会構成員であります観光事業者、そして市町村、観光協会などの実務の担当者間で、様々なテーマを掲げて、そちらで意見交換をしたいというところに任意に集まっていた方々で意見交換を行って、連携を図ることをいたしました。

渡辺(ひ)委員

非常に大事な協議会だし、とは言っても、御答弁あったように、やっぱり機能していくように進めていかないと意味がないと思います。言葉は悪いけれども、烏合の衆になっては意味がなくて、そういう意味からすると、今の御答弁にあった分科会だとかネットワーク会議、そういうのをやって有効に機能するようにやっていただきたいと思います。

そうは言いながらも、県当局の皆さんが持っていない専門性とか、そういうものも当然あるわけですから、そういう方々の御意見、御助言を頂いて、しっかり対応を今後もしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本会議でも質問があつて知事の答弁もあつたんですが、観光消費額を増やすためには、宿泊客数を増やす取組が必要になってきますけれども、そのためには、県内のみならず、近隣都県との連携、計画でいうと周遊型の観光、これを進めていく必要があると思うんですけども、近隣都県との連携について改めて確認をさせていただきたいと思います。

観光戦略担当課長

これまで近隣都県とは、共通するテーマごとに連携をしてまいりました。例えば、本県と山梨県及び静岡県は、富士山を中心にこの地域の魅力を発信して、インバウンドを呼び込むために、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会を設立をいたしまして、プロモーションを行ってまいりました。また、本県と山梨県及び静岡県は、地元の市町村や事業者等とも連携して、サイクリングマップや国道138号線の沿線ガイドを作成するといった取組も行っていました。このほか、東京都、埼玉県、千葉県とは、海外向けのプロモーションの連携事業を来年については予定をしております。

今後も、観光振興計画を進めていく上で共通するテーマがあれば、近隣都県と連携してプロモーションを行うなどにより、広域の周遊観光等を促進していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今御答弁の中に、共通のテーマがあればという条件付で御答弁いただいたと思います。私は、そうじゃなくて、やっぱり恒常的に近隣都県と連携をした取組というのは必要だと思うんですね。ともすれば、東京都あたりもノウハウというのを活用させていただいたり、逆に言えば、近隣都県にいろんな働きかけをやっていただいて、それを神奈川県が、あるいは会議が共有させていただくという、そういうことがやっぱり必要なんだと思うんですね。そこはぜひ検討したいなと思います。

その上で、昨日の委員会で、観光の核づくりの御答弁の中で、要は神奈川県のような観光地を、点から面にしていきたいという御答弁があったと思うんですけども、これ当たり前のことで、今の計画素案を見ていると、面という発想がもともとここに入っていないと問題だと思うんですけども、これを面にする取組、今現在当局はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

観光戦略担当課長

面という取組の部分についての御質問でございますが、今回の計画も、7つのエリアの設定の部分についてはそこも狙いがございます。あの7つのエリアという部分については、それぞれ各自治体でいろんなことをやってきておるわけですけども、それぞれのエリアの特性を把握する中で、そのエリアで面として進めていけるような、そうした特徴をデータの中から抽出をいたしまして、そのエリアに御提供しながら、それぞれの自治体でやっていたところを、なるべくこのエリアの中でも活用できるような、面としての取組に役立てていきたいというところのまずスタートのところ、そうした7つのエリアを設定をいたしまして、今後はそのところの基礎自治体の集まりの中で展開できるような、そうした視野でデータ分析をして御提供していきたいというふうに考えております。

渡辺(ひ)委員

ぜひお願いをしたいと思うんですね。7つのエリアという新しい発想で取り組んでいくということで一定の理解は示します。というのは、例えば先ほどの魅力観光創造協議会なんかを見ると、メンバーが神奈川県内の交通の主立った企業が全部入っているんですね。

我々の委員会でも視察させていただいたけれども、三浦なんかに行くと、企画づくりの中心軸に電鉄が入っていて、電鉄が入ってリーダーシップを発揮しているから取組がうまく進んでいるというような状況ですよね。そういうことであれば、今言った魅力創造協議会のメンバーだとかいろんなことを見れば、要は、もうそこで面ができていないはずなんですよね。そこでしっかり面ができていないという話で、今後7つのエリアというので、何かちょっと私はじっくりこないんだけれども、ぜひその7つのエリアを生かして、さらには、協議会なんかのメンバーにもまさに全部当たって、それをうまく県がリーダーシップを発揮してつないでいていただいで、ぜひ振興に努めてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後にその上で確認するんですが、県の推進体制の中では、今言った観光審議会だとか観光魅力創造協議会、こういう方々に答申を受けたり、助言を受けるということになってはいますが、別の角度で確認しますと、民間のシンクタンク、こういう方々との連携だとか活用、これは現在神奈川県ではやっておるんですか。

観光戦略担当課長

民間のシンクタンクでございますけれども、例えば、(株)JTB総合研究所ですとか、(株)矢野経済研究所ですとか、そういったところの観光に特化したいろんな分析調査機関から御助言を頂いたりとか、私どものほうで進めるときに、アドベンチャーツーリズムですとか、サステナブルツーリズムですとか、富裕層ですとか、そういうところのテーマを推進していくときに、全国的な動きの中で、それはどういうふうに取り組んでいるのかとか、そういった形の御助言を頂くために、そうしたシンクタンクとの連携を深めて、ノウハウ、知見を提供していただいているというような連携を図っております。

渡辺(ひ)委員

その連携だとか助言を頂く体制、この推進体制の中で書いていないわけですよ、先ほど御答弁いただいた中には。でも実際はやられているんだと思うんですよ。であれば、その辺はうまく、うまくというあれじゃないけれども、表記するかしないかは別にして、今後も取り組んでほしいなと思うんです。やっぱり協議会の方々というのが、全国レベルの方々も一部いらっしゃいますけれども、神奈川県観光業者のほうが大半ですよ。そうなってくると、そういうシンクタンクの方々というのは、当然、観光についての全国の情報を持っているわけで、例えば、神奈川以外、首都圏以外でも、例えばこの地域ではこんな取組をやっているとか、こんなことでうまく成功しているとか、いろんなノウハウを持っていると思うんですね。そういう意味では、やっぱりそういうものをしっかり活用できる体制、これは、正式にシンクタンクから助言を受けるという話になると、体制をまた強化をするなんていう話になれば、それなりの費用もかかる話だと思いますけれども、それは費用対効果を考えた上で、本当に重要だと思ったら、やっぱりそういう取組も今まで以上にしていくべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、神奈川非核兵器県宣言と非核・平和施策について質問させていただきたいと思ひます。これも昨日、先行会派で質問されておりましたので、

それにかぶらない形で質問したいと思います。まずこの神奈川県非核兵器県宣言、この内容と、これが宣言された経緯、これについて確認したいと思うんですが、先行会派と同じように、今の日本が置かれている環境、ウクライナ問題を含めて、またさらには北朝鮮問題を含めると、今非常に重要な時期で、この宣言の重さというのはまたひととき重要になってくるんじゃないかなという思いで質問させていただいていますけれども、この宣言の内容とその当時の経緯ですね、これを確認させてください。

国際課長

神奈川県非核兵器県宣言でございますが、世界平和と人類の生存を守るため核兵器の廃絶と軍縮を求めるとともに、国是である非核三原則を県是の方針として確認したものでございます。

その背景といたしましては、1980年代初頭の東西冷戦の状況における米ソ軍拡の進行に加えまして、米国の中距離ミサイルの欧州配備の可能性が強まるなど、現実に核戦争が起こるのではないかという世論が日本国内の中でも高まりました。そういった中で、148万人に上る県民の方から署名請願が寄せられたことなどを受けて、昭和59年7月4日に議案を県議会に提案し、翌7月5日に議決されたものでございます。

渡辺(ひ)委員

改めて重たい宣言だなと。ただ時代背景としては、冷戦という背景があったということで、今とはちょっと違いますが、でも別の意味からすると、今も冷戦に近いというか、分断の世界というか、そういう背景が似てきているなということで私もすごく危惧していて、そういう意味では宣言がいやまして重要な時期になっているなという気はしています。

そういう意味で確認ですが、昨日の質疑の中で、県内の市町村全てでこの宣言に近いものをつくっているという御答弁と、他県だと42道府県がこの宣言に近いものをつくっているという御答弁がありましたけれども、それを踏まえて、これは分かればいいんですが、県内の市町村が同じような宣言をみんな持っていますよね。このタイミングになって、ウクライナ問題、北朝鮮の問題、核が使われるかもしれないようなこの状況の中で、各市町村が何か新たな取組をやったとか、やるとか、そんな情報があったら、分かれば教えてほしいんですが、分かりますか。

国際課長

各市町村の個別の取組でございますけれども、このウクライナの関係で、市町村のほうでも、市町村また地域の取組というのもいろいろ新聞に掲載されておりますけれども、詳細についてはきちっと把握はしておりません、申し訳ございません。

渡辺(ひ)委員

しょうがないですね。今後、ぜひ把握も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。その上で、この宣言について検索しようと思ったときに、神奈川県はホームページで、例のウクライナはウクライナでかなりしっかりと、要は記事を掲載してくれているんですが、この宣言にはたどり着かないんです。これについて何か改良できるんでしょうか。それとも、改良しているん

でしょうか。

国際課長

先日そういったお話を頂きまして、おっしゃるとおり、ウクライナの支援についてはホームページから直接、県のトップページから行けるような形にはなっておりますけれども、県の非核・平和の取組というのは、やはり国際課のページまで行かないとたどり着けない、あとページが分かれているので、そういった面では、全体の取組といたしまして県の取組というのは分かりづらいといったところもございます。ということで、ウクライナ支援関係のページから県の非核・平和の取組のページに移れるようにリンクを張らせていただきまして、そこからも県の取組というのが分かるような形、またその中に非核兵器県宣言というのを見ることができるよう形に修正をさせていただきました。

渡辺(ひ)委員

分かりました。改めてこの非核兵器県宣言の重要性、内容が非常に重要だということが確認されるわけですが、県民への周知、これについてはどのように行っているのか確認させてください。

国際課長

今申し上げました県のホームページに、その内容と宣言に至った背景を掲載させていただくとともに、例えば県庁の本庁舎であるとか、地球市民かながわプラザの常設の国際平和展示室等にもその宣言については掲示をさせていただいているところでございます。また、県の教育委員会では、県立高校において選択科目として設置している、郷土史かながわや、近現代と神奈川、そういったところで使用している教材の中に、神奈川非核兵器県宣言について記載をしていると存じております。

渡辺(ひ)委員

分かりました。いやまして周知が図れるように、またさらに工夫をしていただきたい。先ほど、主に非核だとか平和の様々な展示については、あーすプラザで指定管理で約3億円使ってやられると、今、県では非常にすばらしい展示になっていきますけれども、これなんかもさらに工夫しながら、要は、行った方だけじゃなくて、県民の多くの方々がそれを知ることができる、さらにはそこを検索したときに宣言も分かるとかいう体制にしてほしいんですね。アースプラザを検索していろんな興味深い画像がたくさん出てきます。出てきますけれども、この宣言は出てこないですね。そういうのも、ちょっと知恵を絞って、先ほど言った、県民140数万の方の思いが詰まっている宣言なので、その辺は工夫をぜひお願いしたいと思います。

その上で、あつてはならないことですが、実際にこの核実験が行われた場合に、県として何か対応するのかどうか、確認させてください。

国際課長

本県は、核兵器保有や新たな核兵器開発につながる核実験を実施することは、核兵器廃絶を願う世界の人々の期待を裏切るものでありまして、国際社会における核軍縮・不拡散の取組に逆行するものであることから、いかなる形の核実験にも反対の立場でございます。このため、過去に北朝鮮、アメリカ合衆国等が核実験を行った際には、本県は全ての核実験を認めないというスタンスで、

県市長会及び町村会と一緒に、核実験実施国に対して、今後一切核実験を行わないよう書面で強く抗議をしております。なお直近では、令和4年4月に、その前年の6月と9月にアメリカが臨界前核実験を行っていたことが明らかになったことから、ジョー・バイデンアメリカ合衆国大統領宛てに、在日アメリカ大使館を通じまして、核実験に対する抗議を行ったところでございます。

渡辺(ひ)委員

ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいのと、そういうことをもうちょっと県民に周知していただけるような方策も考えていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にちょっと質問を変えます。総合型地域スポーツクラブ、部活動の地域移行について何点か質問させていただきたいと思います。まず初めに、前々回の9月の常任委員会でも質問させていただきましたけれども、県内の登録クラブ数が非常に伸び悩んでいるという御答弁がありました。最新の状況を教えてくださいませんか。

スポーツ課長

令和4年12月現在であります。創設済みのクラブ数は99でございます。そのうち、今年度、4年度中に創設したクラブは5つでございます。県内33市町村のうち、29の市町村で創設になっております。海老名と中井と大井、湯河原についてはまだ設立されていないという状況でございます。

渡辺(ひ)委員

まだ創設されていないところについては、今後どうなのか、もしくは、どういう点で創設されていないのか分かりますか。分かればいいですが。

スポーツ課長

総合型に関しましては、他種目であったり多世代であったりというところの特徴があるクラブでございます。それに対して市町村が認定していくようなところがありますが、海老名市に関しては、たくさんクラブがあるんですが、総合型を目指すところが少ないというところがあって、市町村のほうから投げかけていくというような状況もあります。また、町のほうに関しては、そもそも団体自体が少ないというところがあるので、ここは町のほうから働きかけをしていただいているというような状況がございます。

渡辺(ひ)委員

今の関連で言うと、町の課題が様々あるという御答弁だったんですが、これ、地域型スポーツクラブというのは、市町村をまたいで設立をするということではできないんですか。

スポーツ課長

可能でございます。

渡辺(ひ)委員

それも踏まえて、当然クラブなので、近隣市町と町村とかが一緒になってサポートしていくということも重要だと思いますので、今のようなことも踏まえた取組もぜひ推進をお願いしたいなと思います。

そう言いながらも、部活動の地域移行を踏まえると、指導者の問題だとか場所の問題、課題があるという話で先ほどから委員会で質疑をしておりますけれ

ども、様々こういう課題を抱えている、悩みを抱えている総合型の地域スポーツクラブの部活動移行の協力という話になると、実態はなかなか負担も多くて大変だと思うんですけども、今年度から3年間かけて推進していこうと、令和5年からということになると、事前にクラブに何か課題だとか、負担に対する思いだとか、そういう事前調査というのはされているのでしょうか。

スポーツ課長

現在、総合型地域スポーツクラブの運営支援を行っているところは、県立スポーツセンターで行っているんですが、総合型地域スポーツクラブに対して、中学の部活動の地域移行に関する取組について調査をしているところでございます。

また、先ほど午前中も答弁させていただきましたが、今年に入って総合型地域スポーツクラブの代表者、あるいは市町村の担当者が集まる会議がございましたので、その中でガイドラインの状況だとか、部活動の地域移行に向けての国の状況などを御説明させていただいたということでございます。

渡辺(ひ)委員

その上で、どのような具体的な内容があったのか、分かる範囲で結構なので教えてもらえますか。

スポーツ課長

アンケート形式で調査を行いました。中学校の部活動の地域移行の取組につきまして、行っている、あるいは過去に行ったことがある、検討中などということを知って、自由記述も御回答いただいております。既に行っていたという回答をしているところは、まだ非常に少ないというような状況です。実証事業で御協力いただいたクラブもありますので、ゼロではないですが、少ないというような状況であります。しかしながら、現在、回答いただいたところの半数以上のクラブから、部活動の地域移行の取組を、検討している、あるいは非常に興味を持っている、また協力したいというような前向きな回答も頂いておりますので、全体としては前向きに捉えているクラブも多いという印象でございます。

渡辺(ひ)委員

全部じゃないまでも前向きな回答が多いというのは、非常に我々とする心強い状況かなと思います。そうは言っても、全てじゃないんだと思うんですけども。でも、せっかくアンケートを取ったということなので、もしくは、協議会とか打合せもやったということなので、それを踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、この質問の最後に教えてください。

スポーツ課長

先ほどお話しした自由記述欄などを見ますと、各クラブ間で活動状況に違いがあります。取組の内容についても温度差はあるというような実感がございます。また、クラブとしても後継者不足であったり、指導者そのものが不足しているというような話も、中には聞いているところもございます。

今後、関係団体との調整、体制整備などの中で、部活動の地域移行に向けた実証事業の状況を参考に、総合型地域スポーツクラブの皆様にもお伝えしながら、市町村と連携して支援に向けた取組、検討もさらに進めていきたいと考え

ております。

渡辺(ひ)委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。次の質問にいきます。最後に、障がい者スポーツの推進についてお伺ひしたいと思ひますね。今回の予算にも様々出ておりますけれども、その中には、県立スポーツセンターを活用してという記述がたくさんあります。私は藤沢なので、善行の県立スポーツセンターは地元でありますので、この施設が整備されて、特にアリーナ2ができて、毎回これ委員会でも言っています。パラスポーツ、障がい者スポーツがしっかり普及、拡大できるような体制ができたんじゃないかなと、ハード面ではそういう気がします。その上で今回質問させていただくのは、ハード面ではなくてソフト面の人材ですよね。特にサポーター、これについて質問を何点かさせていただきたいと思ひますね。

今回、報告されていますスポーツ推進計画の見直しや、これを見ますと、障害者スポーツサポーターなど障がい者スポーツを支える人材を育成すると、このような記述があります。まず確認で、障害者スポーツサポーターというのはどんな方々に該当するのか、教えてください。

スポーツ課長

障害者スポーツサポーターは、本県独自の制度として養成しているものでございます。目的等といたしましては、継続的な障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がい者スポーツに対する理解を促進するために、障がい者スポーツを支える人材として育成しているところでございます。平成28年度からこの取組を開始いたしまして、これまで7年間で623人の方をサポーターとして養成したところでございます。

渡辺(ひ)委員

県独自の取組ということで、非常にすばらしい取組だと思います。私も地元にそういう施設があるので、たまにお邪魔するわけですがけれども、本当に障害者の方々というのは、そういうサポーターの方々がいらっしゃらないと競技運営もできないという状況ですから、普通の健常者の方と少し違う部分があるので、そういうときにすごく重要だと思います。

その上で、具体的にこのサポーターの養成なんですけれども、どういう養成を行っているのか、さらにはその後のフォローはどのようなふうに行っているのか、確認させていただきたいと思ひます。

スポーツ課長

障害者スポーツサポーターの養成につきましては、養成講習会という形で、障害者に関する基礎的な部分の講義、あるいは介助方法、パラスポーツの体験などを2日間の日程で受けていただいております。講習会受講後にサポーターとして登録をしていただき、県が主催している事業等に参加していただいたり、市町村が参加する事業の御紹介をさせていただいたりしておるところでございます。また、登録後のスキルアップとしまして、より高い専門性を有し障がい者スポーツの普及推進をする指導者としての役割も担っていただければということで、資質の向上を図るための研修会を既に開催しているところでございます。

渡辺(ひ)委員

神奈川県も、ちょっと視点が違うけれども、障害者については当事者目線の条例をつくっている状況の中で、やっぱりこういうサポーターというのも、当然障害者の思いだとか、今言われたようなことがしっかり分かっていないと、単純に手助けをするということだけでなく、非常に重要な視点だと思いますんで、しっかりそのフォローをしていただいて、お願いをしたいと思います。

また、623 人生まれているということなんですが、まだまだ足りないような気がしますので、これもぜひお願いをしたいと思うんですけども、その上で、サポートの方々イベント等に参加される際の報酬等について、今具体的に何か規定を設けてやられているんでしょうか、確認させてください。

スポーツ課長

報酬等の扱いにつきましては、各イベント主催者によって異なるものがございます。神奈川県主催のイベントで申し上げますと、例えば、かながわパラスポーツフェスタ 2022 を 2 月 10 日にさせていただきましたが、このときはボランティアとして御参加いただくということにしておりまして、実際にお渡しする額は交通費相当の実費程度で、報酬等はお渡ししていないような状況でございます。

渡辺(ひ)委員

逆に言うと、県主催の場合はボランティアで交通費等の実費精算だというお話ですけども、そうじゃないケースもあるということでしょうか。

スポーツ課長

詳細に把握しているわけではないんですが、市町村が主催したり、民間企業等が主催するイベントにおいて、障害者サポーターの方がそこに応募して参加するとなったときに、一定のお幾らとかという額が決まって、その額がお支払いされる場合はあるかと思います。

渡辺(ひ)委員

課題というか、今後少し検討しなきゃいけないのはその部分なんです。県主催とかでやるとボランティアでやって、交通費の実費負担ぐらいで済むんだけれども、そうじゃない主催で、もし、例えばこういう競技をお願いをしたいというふうになると、その競技の指導者がまずついて、指導者がいないと分からないので、その指導者の下にサポーターの方々が、その競技の団体だとかいう方々が選別されてついてきて、要は、特に障がい者スポーツの場合は、かなりの人力でサポートしないと運営ができないので、そうすると、かなり利用者側の負担というか、これが結構多いんですね。

今後、県が例えばパラスポーツを県立スポーツセンターを中心にして地域に広げていこうということになったときに、これ意外と利用者負担の軽減策というのが課題になってくると思うんですね。この辺については何か考えてらっしゃいますか。

スポーツ課長

先ほど申し上げたかながわパラスポーツフェスタのようなイベントを県が主催するとき、原則として、利用者、参加いただく県民の方、あるいは障害者の方が参加していただいたときは、参加費は無料ということできせていただいて

おるところです。そういう意味では、必要な経費、例えばボッチャ大会をやるようなとき、ボッチャの指導者に来ていただくときも、ボッチャ協会に指導者派遣をしていただくときも、派遣費用などは公費で負担した上で大会を開催、主催すると、ボランティアの方には実費でお支払いするというようなことを公費で行っているところでございます。

ですが実際のところ、本当にお金がかかるようなものがあつたりする場合などは、検討の対象になっていくと思いますので、今後、一過性で終わるものではない、毎年やっていくものでありますから、内容についてもしっかり考え、検討しながら進めていきたいなとは思っております。

渡辺(ひ)委員

分かりました。利用者については、御答弁あつたように、それなりに負担がないような形とか、少ない形でやられていると思うんですが、今の御答弁で、私もちょっと質問で言葉足らずだったんだけど、主催者ですね、要は県とか市町村等で主催する場合については、それなりの財政力があるんだけど、例えば、本当にそのパラスポーツを普及しようということで、民間だとか個人だとか、ちょっとした団体だとかが運営をしようとする、やっぱりその負担が、指導者派遣の金額は幾ら、ボランティアの分が幾らというふうになるんですよね。

実は、前もお話ししたかもしれないですが、今月、地元の藤沢ライオンズクラブで、七、八競技、パラスポーツを中心に子供たちと地域の方々に集まっていたいでやるんですよ。そのときの、今言った指導者だとかボランティアの方々に集まっていたで、協会を通してお願いをしているんだけど、その費用だけで100万円ぐらいかかってしまう。いろんな主催者が名のり上げにくいというか、負担があるとなかなか続かないというか、そういうことになるので、それは今後の研究課題として、しっかり研究していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

その上で、先ほど623人養成したということもありましたけれども、何回も言っていますけれども、これ、競技ごとにかなりサポーターの数っているんですよ。なおかつ、ざっくりサポーターではなくて、本当はこの競技ごとのサポーターが何人いる、そうしないと円滑に運営できない、こういう世界だと思うんで、実際は競技ごとのサポーターを養成する必要があると思うんですが、今現在はそういう視点で要請しているんでしょうか。

スポーツ課長

県の障害者スポーツサポーターに関しては、特定の競技というところではなく、いろんな競技を紹介するというか、そんな取組をしています。ただ、各競技を支えるサポーターにつきましては、それぞれルールもありますし、支える側としての知識も必要だということがあります。専門性も高いということがありますので、各競技団体においてサポーターの養成を実施している、そういうところがあるということも承知しております。

比較的新しい競技のボッチャに関しましては、全国障害者スポーツ大会に採用されたということもありまして、それを契機に、県内の大会で活動する審判員を養成するというところも、県では、神奈川県ボッチャ審判員養成講習会

などを開催したり、ボッチャ協会において、サポーターを養成するような取組をしているという話も聞いております。

渡辺(ひ)委員

これは質問しませんが、今御答弁にあったように、障がい者パラスポーツについても、協会によって強弱があるんですよ。しっかりしている協会とそうでもないような協会、そうでもないというとおかしいけれども、まだまだ力不足の協会とか、そういうこともあるので、そちらの各協会に対する支援というか、体制強化も併せてやっていただいた上で、競技ごとのサポーターの養成、ぜひ今後も推進していただきたいなと思うんですね。

その上で、せっかく養成されても、団体が、変な話、強弱があるということと関連しちゃうんだけど、活躍をする場がないと、せっかくサポーターになってもやりがいが生じないというか、そういうこともあると思うし、やってみてよかったということになると、もっともっと友人、知人に広げてサポーターが増えていくという環境整備になると思うので、そういう場を与えるということがすごく大事だと思うんですが、それについてはどのように行っているのか、また、今後どのように行うのか御答弁願います。

スポーツ課長

パラスポーツそのものの振興というところは、我々も目指していくところがございますので、県が主催する、参加していただけるイベントも、引き続き開催していきたいと思っておりますし、各市町村が行う事業に対して、例えば、県立スポーツセンターで持っているパラスポーツの用具の貸出し等も行っておりますので、そういったところも紹介させていただいて、サポーターの方に、各市町村が行うような事業があるということも紹介させていただいた上で、資格を取られた方、講習を受けられた方の活躍の場というか、そういった出番をつくっていくことも想定しながら進めていきたいなというふうに思っております。

渡辺(ひ)委員

新年度予算の中にこのパラスポーツの競技用の様々な器材については貸し出せる体制をつくるという予算が入っています。私はこれは大いに賛成します。ただ、大事なことは、ハードだけじゃなくて、先ほどから言っているように、ソフト面もしっかり充実していかなくちゃいけないので、これについても併せてしっかり取り組んでいただくことを要望させていただいて、私の質問を終わります。